

令和5年度第1回スポーツ振興事業助成審査委員会議事要旨

- 1 日 時 令和5年4月7日（金）15：00～16：10
2 場 所 ※Web会議形式による開催
3 出席者 [審査委員]

藤田委員長、杉田第一部会長、北村第二部会長、赤羽委員、赤間委員、井澤委員、伊藤委員、遠藤委員、小沢委員、齊藤委員、二宮委員、野々村委員、服部委員、樋口委員、藤丸委員、松田委員、森委員、山下委員

[独立行政法人日本スポーツ振興センター]

芦立理事長、大西理事、猪村スポーツ振興事業部長、
鴨井スポーツ振興事業部推進役、佐藤支援企画課長、
浅見支援第一課長、吉田支援第二課長

4 議 事

■令和5年度スポーツ振興事業助成金の配分（案）について

資料1及び資料2に基づき、事務局から説明を行った。

<質疑応答>

(○：審査委員 △：JSC)

- スポーツ仲裁等事業について、資料2を見ると、令和4年、令和5年度とともに、1件・1,350万円の配分となっているが、具体的な助成内容を教えていただきたい。
- △ 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が行う、スポーツ団体が競技者に対して行った決定についての紛争に係る仲裁・調停や、紛争解決のための当事者に対する助言など、スポーツに関する紛争の解決を図る事業に対して助成している。
- 令和4年度も令和5年度も1,350万円と一定であるが、仲裁の案件に関わらず、運営に係る人件費等と捉えてよいか。
- △ 紛争解決に係る仲裁人等の謝金等を助成対象経費として認めている。また、助成金の上限額は1,350万円であることから、上限額の申請に対し、上限額を配分しているものである。

令和5年度スポーツ振興事業助成金の配分（案）について、原案どおり承認された。

なお、今後、助成事業について、修正等が生じた場合は、その取扱いについて委員長及び関係部会長に一任され、取り進めていくことが確認された。

■令和5年度スポーツ振興くじ助成に係る交付対象事業の追加募集（案）について

資料3及び資料4に基づき、事務局から説明を行った。

< 質疑応答等 >

(○：審査委員 △：JSC)

- PPP／PFIの導入のためのアドバイザー活用事業について、具体的どのような事業が申請されることを想定しているのか。
- △ PFI規程整備や導入可能性調査、資産評価等のPPP／PFIの導入検討段階に対するアドバイザー業務や、事業方針策定・公表、特定事業選定、事業者公募に係る支援等のPPP／PFIの手続き段階に対するアドバイザー業務を想定している。なお、基本構想又は基本計画を策定するための経費は想定していない。
- PPP／PFIの導入のためのアドバイザー活用事業について、助成対象期間が最長2か年度としているが、PFI事業の場合、複雑なものは2か年で終わらない場合がある。その場合、助成期間としては2年で一区切りとし、継続する場合には令和7年度に、同一の契約内容について再度助成申請を実施することになるのか。
- △ PPP／PFIの導入のためのアドバイザー活用が2年を超える場合について、助成を延長し継続させることは、現状考えていない。今回の助成事業をスタートさせ、PPP／PFIの導入の呼び水として促していきたいと考えている。
- 国内ドーピング防止機関組織基盤整備事業について、具体的な助成内容はどのようなものか。
- △ 本事業については、申請者は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）である。国からの要請に基づき、我が国のアンチ・ドーピングを推進するJADAという組織の重要性に鑑み、今年度より助成を開始したいと考えている。実際の助成内容については、ドーピング検査に係る経費は含まず、団体の運営管理に係る経費を助成し、組織の運営を下支えすることで、アンチ・ドーピングの推進を図るものである。

令和5年度スポーツ振興くじ助成に係る交付対象事業の追加募集（案）について、原案どおり承認された。

なお、今後、募集内容等について、修正等が生じた場合は、その取扱いについて委員長及び関係部会長に一任され、取り進めていくことが確認された。

以上